## 承の尚歯会について

長 秋 記 0) 記 事 か Ġ

北

Ш

円

正

とも嘆かず、酒があれば喜び楽しむ、詩を二句詠めば元気になり、 好事者」(『白氏文集』巻七十一・3640)によれば、金がなく 皆多,,,年寿、予亦次焉。偶於,,弊居、合,,成尚歯之会。七老相顧 が集い、その長寿をことほいで宴を開き詩を詠じた。時に会昌五 を詠む。 子が浮かんで来る。詩題にあるとおり、この会では「七言六韻」 の老人の集いはなかろうと自賛している。白居易の誇らしげな様 は商山の四皓図より多い、三神山・五天竺を除けば、この会ほど 既酔甚歓。静而思之、此会稀有。因成,,七言六韻、以紀之、 酒を三杯飲めば意気軒昂、七老の長寿は二疏を上回り、その人数 の履道坊にある自邸。その詩「胡・吉・鄭・劉・盧・張等六賢、 (八四五)年三月二十一日、白居易は七十五歳、場所は東都洛陽 中唐の詩人白居易が創始した催しに尚歯会がある。七人の老人 なお白居易の「九老図詩」序(『白香山詩集』 補遺巻 伝

下・3729)によれば、その年の夏に二人の老人が加わり、

七老の

において催している。従来この時の作品は、

作文会の詩序 藤原在衡が粟田

Щ

つづいて安和二(九六九)年三月十三日、

以後引きつづき行われた。 歯会」」)を残すのみである。この時を日本における嚆矢として の男――の作(『菅家文草』巻二・78、「暮春見,|南亜相山荘尚 た詩は、垣下(相伴にあずかった人)であった菅原道真 居易。ともに七叟の一人)だけのものではない、その「旧蹤」を れを見て年名が、尚歯会は「盧白」(「盧」は盧真、「白」は白 24) によれば、中国で描かれた七叟の障子絵が伝来しており、こ が書いた「暮春南亜相山庄尚歯会詩」序(『本朝文粋』巻九・ 背景とした催しと言えよう。この時七叟(七老)の一人菅原是善 に、南淵年名が小野山荘で開いている。盛んな白詩受容の潮流を のである。後世にこの慶事を伝えようとしたのであろう。 図にこの二人を描き入れたという。七老または九老の図があった 「続」ぎたいと語り、開催に至ったという。この会において詠じ この催事は日本に伝わり、早くも貞観十九(八七七)年の三月 

朝文粋』 巻九・246、 菅原文時「暮春藤亜相山庄尚歯会詩」)、七 (『和漢朗詠集』

む 忠の唱和詩 叟のうち文時の二聯7272・菅原雅規の一聯730 となった。当時の作文会の記録としては稀有なことである。また 源と在衡との後日の唱和詩四首 七叟の詩 巻下・老人)と垣下の詩十七首、および菅原輔正・同資忠・源則 に加えて、 -が紹介され、この会の詩および後日の唱和詩はほぼ明らか 徳川美術館蔵の『尚歯会詩』に収載する、文時以外の (『粟田左府尚歯会詩』) が知られていた。近年これ 在衡の詩は第十二句のみが残る――、 ――『慈恵大僧正拾遺伝』にも収 延暦寺の僧良

和歌、 昧記 安時代において尚歯詩会は行われていたのである。高齢を貴ぶこ 瀬文庫蔵『尚歯会記』)、賀茂重保が養和二(一一八二)年に催 主催者・開催場所は不明 づく。なお和歌を読む尚歯会も行われている。これまでは、 した会があった――場所は不明 たことがよく知られていた(『暮春白河尚歯会和歌幷序』と『愚 清輔が承安三(一一七三)年三月十九日に白河の宝荘厳院で開 そしてこれから取り上げる天承元(一一三一)年の尚歯会がつ 同日条)。これ以外にも、嘉保二(一〇九五)年の会 『月詣和歌集』)。このように、頻繁ではないものの、平 (時雨亭文庫蔵 (『古今著聞集』巻五・26・ 『尚歯会和歌』・岩 藤原

場合もあった。

貴族社会に浸透した催しと言えるだろう。

の会は、

詩を詠じるだけではなく、

和歌を詠む和風へと変化する

不可及謗難歟。

仍当日綴蕪詞清書

夜に入りて雨ふる。中宮大夫の尚歯会なり。

日来招引有り。

ながらこの年の記事を欠いている。ただ幸いなことに、源師時の 原宗忠の日記『中右記』を第一に挙げたいところであるが、残念 検討してみたいと思う。拠るべき資料としては、主催者である藤 にまつわる事柄について述べるとともに、 『長秋記』がこの日の模様および関連することなどを記録してい 本稿では、この中の天承元年における、 関連する問題について 藤原宗忠主催の尚歯会

社)ので、参照して適宜本文を改めた。便宜により記事をI~V 家時雨亭叢書第六十一卷『古記録集』一九九九年四月・朝日新聞 年の記事を藤原定家が書写している(時雨亭文庫蔵本=定。 文は、増補史料大成 (大成) による。なお、この日を含む天承元

る。この記事を読みつつ検討を加えて行きたい。『長秋記』

』の本

したことを記している。ただしその詩は残っていない。

『粟田左府尚歯会詩』には、後日太政大臣藤原実頼と在衡が唱和

=

字体に統一する。

I廿二日己未、

入夜雨。中宮大夫尚歯会也。日来有招引。

然而

是二障也。 段。是一障也。又勘先例、七叟外、非氏族門生之人会由不詳 然而不入七叟内、実光・時登、与予同年也。彼入七叟、 与間、不申一定可参之由。其故、 仍不可向也。付此語廻案故也。倩案、希代事也。 堀川中納言命云、予有招引。 似有行 又

及ぶべからざるか。仍りて当日に蕪詞を綴り清書したり。納言命せて云はく、「予に招引有り。然れども七叟の内に入らは、行段有ず、実光・時登は、予と同年なり。彼の七叟に入るは、行段有らなり。仍りて向ふべからざるなり」といふ。此の語に付きて家を廻らす故なり。情つら案ずるに、希代の事なり。又謗難に案を廻らす故なり。情つら案ずるに、希代の事なり。又謗難に及ぶべからざるか。仍りて当日に蕪詞を綴り清書したり。納言命せて云はく、「予に招引有り。然れども七叟の内に入ら納言命せて云はく、「予に招引有り。然れども七叟の内に入られる。

れども猶与の間、一定参るべき由を申さず。其の故は、

堀川中

は、

「右大弁実光\*+=、式部の少輔菅原時登\*++」」とあり、

「中宮大夫」は藤原宗忠。後文にあるとおりこの年七十歳であ

は確かであるといえよう。ただ、『古今著聞集』(巻四・21・文は確かであるといえよう。だが明した師時が明記するのであるから、二人の年齢記述にともに「六十二」とある。同時代を生きる師頼の言葉であり、にともに「六十二」とある。同時代を生きる師頼の言葉であり、にともに「六十二」とある。同時代を生きる師頼の言葉であり、にともに「六十二」とある。同時代を生きる師頼の言葉であり、にともに「六十二」とある。同時代を生きる師頼の言葉であり、にともに「六十二」とある。同時代を生きる師頼の言葉であり、にともに「六十二」とある。同時代を生きる師頼の言葉であり、にともに「六十二」とある。同時代を生きる師頼の言葉であり、この区切りの年齢に当たって「尚歯会」を企図したのであるり、この区切りの年齢に当たって「尚歯会」を企図したのであるり、この区切りの年齢に当たって「尚歯会」を企図したのであるり、これにより、これによって「高歯会」を企図したのであるり、この区切りの年齢に当たって「高歯会」を企図したのであるり、これに「おけばいない。

の「尚歯会の起源と天承元年三月藤原宗忠の尚歯会の事」に

ŋ

断るべき特段の理由はなかったのであろう。

なお、

師頼が

「六十三」とあるからである。『長秋記』に記す実光六十二歳はるべきではないか。何となれば、『長秋記』以外の諸資料には、の年齢が異なる。これは、『古今著聞集』の記事を正しいとみ

た、時登の詩には「箇中最弟豈為」誰」(『本朝無題詩』巻一・いに任せて、実光とは同年であると口走ったのかも知れない。まな年齢を記した可能性があろうし、憤懣を弟にぶつけた師頼が勢

重要ではあろう。ただ、『古今著聞集』は、諸資料によって正

和頼はさらに、七叟の「子族門生」以外の人が会する理由が分下である事実を踏まえるからではなかろうか。もう一つ加えれば、下である事実を踏まえるからではなかろうか。もう一つ加えれば、時登は六十二歳と考えるべきである。よって実光は六十三歳・時登は六十二歳と考えるべきではないか。

じることにしたのである。師時としては、興味をそそる雅会であじることにしたのである。師時として招くのであれば、通例から外れたのであろう。自分を垣下として招くのであれば、通例から外れたのであろう。自分を垣下として招くのであれば、通例から外れたのであるう。自分を垣下として招くのであれば、通例から外れたのである。にかし思案の末、この尚歯会が「希時を躊躇させたのである。印頼なりの言い分である。それで会には行かぬと師時に告げたのである。兄の語る不参加の理由が、師時を躊躇させたのである。師頼なりの言い分である。それで会には行かぬと師時に告げたのである。師時としては、興味をそそる雅会であげることにしたのである。師時としては、興味をそそる雅会であばることにしたのである。師時としては、興味をそそる雅会でありることにしたのである。師時としては、興味をそそる雅会でありることにしたのである。師時としては、興味をそそる雅会でありることにしたのである。師時としては、興味をそそる雅会でありることにしたのである。師時としては、興味をそそる雅会でありることにしたのである。師時としては、興味をそそる雅会でありることにしたのである。師時としては、興味をそそる雅会であります。

である。 のであるから、尚歯会開催のあり方を文人たちは承知していたの 「先例」に徴して、このたびの「招引」は不審であると批判する 百年以上隔たった集いであるにもかかわらず、熟知して

いたことに注目しておきたい。

場で作る人もあったのだろうが、事前に詠んだ詩を携えてやって えていた。この記事から分かるように、詩はその場で詠むのでは なく、あらかじめ作っておくものだったようである。もちろん会 師時は、当日「蕪詞」(拙い詩)を作って「清書」し、会に備

尚歯会の作文会では、題がその場で与えられることはなかった

1諧---階

(定) 2有―(定)は判読できない

来る人も多かったのではないか。

暮春南亜相山庄尚歯会詩 暮春藤亜相山庄尚歯会詩 (『本朝文粋』巻九・25 同 · 246

巻一)

ていたはずである。 らかじめ詠んでおいて持参したのである。 文には、 は、 人命 | 」とある――くらいだったのではないか。 に書き記したのであろう。事前に知らされていたのは詩型 詩題を示していない。詩を記録する際に、端作には右のよう 暮春長秋監亜相山庄尚歯会詩(『本朝無題詩』 「前例垣下詩六韻也。而今度可」作 詩の内容はほぼ決まっ 二四韻 よって師時はあ 之由、 有二主 -後

> ■申斜行向。着直衣。白河上座信縁法橋岡崎房也。 电 七十。仍不顧萬事、 幼少、若余七旬、可企此会之由、所令存也。而適有天運 略中略也、一事無存先例。自関白家、可賜尚歯会軟障幷鵝衣之 被約束人々変改、一人無来事。年来本意、一日面目也。 枚。東上南面、大納言泉舎被坐、 頭中将宗能・右少弁宗成、 有恩約。然而其事已後于也。且是彼殿中不諧之所致也。 如形有遂事也 出向迎謁。南庭池上、 面次被示云、兼日可会之由 置讃岐円座七 入自門之間、 今日儀 自

电 する事無し。関白家自り、 き由、 謁す。南庭の池上に、讃岐の円座七枚を置く。東上南面にして 申の斜めに行き向ふ。直衣を着る。白河の上座信縁法橋の岡崎\*\*\*\* 運有りて七十に余れり。仍りて萬事を顧みず、形の如く事を遂 大納言泉舎に坐せられ、 房なり。門自り入る間、頭中将宗能・右少弁宗成、 日の面目なり。今日の儀は略中の略にして、一事も先例を存 彼の殿の中の不諧の致す所なり。幼少自り、若し七旬に余ら 恩約有り。然れども其の事已に後るる(?)なり。且た是 此の会を企つべき由、 約束せられし人々変改し、一人来る事無し。 面次に示されて云はく、「兼日会すべ 存せしむる所なり。 尚歯会の軟障幷びに鵝衣を賜ふべき 而して適たま天 年来の本意 出で向ひ迎

ぐる事有るなり」といふ。

宗忠の男宗能と宗成が出迎えた。そして、「南庭」の池の畔に招の「岡崎房」を会場として借用したのである。その門に入るや、の「岡崎房」を会場として借用したのである。その門に入るや、の「岡崎房」を会場として借用したのである。その門に入るや、で、「中の斜め」は、午後五時近く。「直衣」を着ているので、貴「中の斜め」は、午後五時近く。「直衣」を着ているので、貴

き入れられる。そこには、「讃岐円座」を七枚敷いており、七叟

の座とした。一列が、東を上座とし南面していた。ついで主人の座とした。一列が、東を上座とし南面していた。ついで主人宗忠が「泉舎」の座に就いたとある。「泉舎」は泉が「大納言」宗忠が「泉舎」の座に就いたとある。「泉舎」は泉がである。七叟・垣下は変動したらしい。何らかの事情で辞退を使である。七叟・垣下は変動したらしい。何らかの事情で辞退を申し出る者があり、その都度人選を行ったのであろう。先に取り上げた源師頼の不満があるように、招かれる可能性のある文人らは、宗忠の人選を注視していたにちがいない。このように晴れのは、宗忠の人選を注視していたにちがいない。このように晴れのは、宗忠の人選を注視していたにちがいない。このように晴れのは、宗忠の人選を注視していたにちがいない。このように晴れのは、宗忠の人選を注視していたにちがいない。このように晴れのない。

年余の後、ひさびさの尚歯会は耳目を集めたことであろう。宗忠 は、誇らしい思いでこの催しを迎えたのではあるまいか。ただそ の儀は「略中略」であり、「先例」とはかけ離れたものであると 忠通が「恩約」したという、「尚歯会軟障并鵝衣」を備えられな かったことであろう。「尚歯会軟障」は、尚歯会の場とくに七叟 かったことであろう。「尚歯会軟障」は、尚歯会の場とくに七叟 かったことであろう。「尚歯会軟障」は、尚歯会の場とくに七叟 かったことであろう。「尚歯会すに いう、「とはかけ離れたものであると を備えられな の座にめぐらす幕であろう。尚歯会のために誂えた「軟障」が、 の座にめぐらす幕であろう。尚歯会のために誂えた「軟障」が、

之鵝衣、以為,,七叟之燕服。故云〉。 今日七人衣一色、誰知,,次第,旧袍襟〈今日亜相、各分,,七領 の尾聯には

衣服であろうか。安和の尚歯会における、七叟の一人橘好古の詩れにしても詳細は不明である。「鵝衣」は、鵞鳥の羽毛で織ったものが、摂関家に伝わっていた可能性はあるかも知れない。いず

文に記している。この衣服は尚歯会につき物であったらしい。は分からないと、出自や地位とは関わらないこの会の趣旨を象徴は果たさなかったものの、「鵝衣一領」を「取儲」けていたと後のであろう。この日記の記者源師時の祖父師房は、尚歯会の開催している。宗忠も同様の想いで、忠通の「恩約」に期待していたいであろう。この日記の記者源師時の祖父師房は、尚歯会の開催している。主人大納言藤原在衡は、七叟のために「鵝衣」を設け、とある。主人大納言藤原在衡は、七叟のために「鵝衣」を設け、

語っている。安和二(九六九)年三月に藤原在衡が開いて百六十

春藤亜相山庄尚歯会詩」)には、

「大相国尊閣」藤原実頼が、

在

菅原文時

安和尚歯会の時の詩序(『本朝文粋』巻九・独、

つづいて七叟が揃わぬ尚歯会であることへの物足りなさを滲ま

「年来本意、一日面目也」と開催にこぎ着けた喜びを

せつつも、

家」の「不諧」(かなはず・ととのはず)の事情は不明。関白忠なお右の安和尚歯会における「七領之鵝衣」が実頼から贈られたなお右の安和尚歯会における「七領之鵝衣」が実頼から贈られたなお右の安和尚歯会における「七領之鵝衣」が実頼から贈られたなお右の安和尚歯会における「七領之鵝衣」が実頼から贈られたなお右の安和尚歯会における「出演之鵝衣」が実頼から贈られたなお「憶」、田遊於七叟、訪」芳獨於二方、」と聞いて「嘉歎」し、衡が「憶」、旧遊於七叟、訪」芳獨於二方、」と聞いて「嘉歎」し、

通としても遺憾だったのではないか。

は、「正二位行権大納言兼中宮大夫藤原宗忠〈七十〉」と見える。「天運」があって七十歳となった。そこで万事を顧みず、形のごとく催すのであると述べている。後半のことばは謙辞であろうとく催すのであると述べている。後半のことばは謙辞であろうとく催すのであると述べている。後半のことばは謙辞であろうと、「正二位行権大納言兼中宮大夫藤原宗忠〈七十〉」と見える。は、「正二位行権大納言兼中宮大夫藤原宗忠〈七十〉」と見える。

南淵年名 七十一歳

藤原在衡

七十八歳

と、日記の後文で述べている。享年七十であった。していたものの、その年承保四(一○七七)年の二月に薨去したと、すべて七十歳以上である。源師時は、祖父師房は開催を準備

■七叟中、先金吾基俊有病不会、只送詩。雖遺恨、不可闕如歟。 此後七叟着庭座。皆着衣冠。大納言直衣。算博士従五位上三善 此後七叟着庭座。皆着衣冠。大納言直衣。算博士従五位上三善 三藤中宮大夫藤原宗忠〈七十〉、広俊同年也。然而依為月先為 言兼中宮大夫藤原宗忠〈七十〉、広俊同年也。然而依為月先為 「東光〈六十二〉、従四位下式部少輔菅原時登〈六十二〉。 原実光〈六十二〉、従四位下式部少輔菅原時登〈六十二〉。 「八十二一年八十二(定) 2藤原一なし(定) 3広俊ー この前に二文字分の空白あり(定) 4年―歳(定) 5先 一兄(定) 6藤原―藤(定)

光〈六十九〉、正四位下行右少弁藤原実光〈六十二〉、従四位 大納言兼中宮大夫藤原宗忠〈七十〉、広俊と同年なり。然れど をに会せず。前日向守従五位下清原広俊〈七十〉、正二位行権 をに会せず。前日向守従五位下清原広俊〈七十〉、正二位行権 をに会せず。前日向守従五位下清原広俊〈七十〉、正二位行権 をに会せず。前日向守従五位下清原広俊〈七十〉、正二位行権 をに会せず。前日向守従五位下清原広俊〈七十〉、正二位行権 をに会せず。前日向守従五位下清原広俊〈七十〉、正二位行権 をに会せず。前日向守従五位下清原広俊〈七十〉、正二位行権 をに会せず。前日向守従五位下清原広俊〈七十〉、正二位行権 をに会せず。前日向守従五位下清原広俊〈七十〉、正二位行権 をに会せず。明如すべからざるか。此の後七叟庭の座に着 七叟の中、先金吾基俊病有りて会せず、只だ詩を送るのみ。遺

下式部少輔菅原時登〈六十二〉。

参会を約束した人々は次々と変わったとある。基俊の欠席通知は、	十分な状態への無念さを明かしている。さきの宗忠のことばには、	詩を送るだけであった。恨めしいが休まないでほしかったと、不	上げることはしない。「七叟」のうち、基俊は病気で参加できず、	約束,人々変改、一人無,。来事,」と述べているので、改めて取り	宗忠はすでに藤原基俊の欠席について、「兼日可」会之由、被に
をもって基俊の年齢を推	を除く二人の年齢は、『	為康・基俊・実光の三人	菅原時登	藤原実光	藤原敦光
の年齢を推定した。年齢を確定す	『古今著聞集』の記事の	の三人についてはそれぞれに	<ul><li>62</li><li>62</li></ul>		<ul><li>69</li><li>69</li></ul>

であろう。

基俊は急な病に見舞われ、辞退を余儀なくされたということなの

唐突であり、

ける余地がなかったのだとすれば、基俊からの欠席の申し入れは 呼ばれる可能性があったようである。そのような候補者に声を掛

意想外のできごとであったのではないか。おそらく

開催の直前であったのであろう。師時によれば、

兄師頼は七叟に

のは残念ではあるが、

現状では蓋然性が高いのは『古今著聞集

題を取り上げ、有力な根拠となるはずの『長秋記』の記事では 基俊の生没年は明確ではなく、 「尚歯会の起源と天承元年三月二十一日藤原宗忠の尚歯会の の記す「七十六」歳の方が正しいであろうと述べた。両書 同じ尚歯会の記録である『古今著聞集』(巻四・文学・ 諸説が存在する。 かつてこの問

[長秋記] 82 『古今著聞集 の記す七叟の年齢は次のとおり。

(中) (中) 三善為康 70 72 70

藤原宗忠

70

時登は、

76 83

定する根拠資料がない **事の方が正しく、これ** れに相異がある。

数の詩を残す「中原広俊」が正しい。定家本も「清原」に作る。 原」は誤っている。『本朝無題詩』に五十首余を収めるなど、多 の方であると考えておく。詳しくは前掲の拙稿に拠られたい。 このほかの七叟について少し述べておく。「清原広俊」の

る(『公卿補任』)。 大治五(一一三〇)年十月五日に、左大弁から右大弁に転じてい 「右少弁藤原実光」の「右少弁」は「右大弁」の誤り。実光は

敦光はこの時の詩に、 (『本朝無題詩』巻一·19、 「七十暮年纔欠」一、 「暮春長秋監亜相山庄尚歯会 論」齢西嶺夕陽

詩」)と詠んでおり、「六十九」と一致する。

ある。陽明文庫所蔵『序注』は、その一部を引いている。 著聞集』

時登尚歯会序云、会昌刑部十二年之弟、 貞観刑部八代之孫、 含||燕弗||而悲 ... 先 蹤(3)

自分は「貞観刑部」菅原是善の「八代之孫」であるとい

菅原時登は、この時の詩会の序を作成している。 (巻四・文学) にも、 「時登、序をば書きたりけり」と 撫||鶴髮||而為 前掲の = 唱

詩」巻一・21、「暮春長秋監亜相山庄尚歯会詩」)と、七叟中の時の詩に「賓主皤皤皆秀眉、箇中最弟豈為¸誰」(『本朝無題の時の詩に「賓主皤皤皆秀眉、箇中最弟豈為¸誰」(『本朝無題の時の詩に「賓主皤皤皆秀眉、箇中最弟豈為¸誰」(『本朝無題の時の詩に「賓主皤皤皆秀眉、箇中最弟豈為¸誰」(『本朝無題の時の詩に「賓主皤皤皆秀眉、箇中最弟豈為¸誰」(『本朝無題の時の詩に「賓主皤皤皆秀眉、箇中最弟豈為¸誰」(『本朝無題の時の詩に「賓主皤皤皆秀眉、箇中最弟豈為¸誰」(『本朝無題の中人であり、詩序の作者であった。

本韻を押す。
本韻を押す。
本韻を押す。

の一つである。ただ、七叟・垣下の詩には、

「行爵数巡須」!快

「盃酌の事」は「無」いとある。宗忠のいう「今日儀略中略

五

最年少であると述べている。

▶好文士十五人也。講了退出、子族送。前例垣下詩六韻也。而 大講垣下詩〈七言六韻〉、講師篤昌、読師行盛、博士文章生当 七叟詩、序者時登、講師広俊、読師実光朝臣。依年歯次第講之。▶無盃酌事、只朗詠及数度。少於楽天三年句也。此後昇堂上講詩。

→於—出(大成

今度可作四韻之由、

有主人命。

不知其故。

後左衛門督、

押大納

**盃酌の事無く、只だ朗詠数度に及ぶのみ。「楽天より少きこと** 

次に垣下の詩を講ず〈七言六韻〉。講師篤昌、読師行盛。博士序者時登、講師広俊、読師実光朝臣。年歯の次第に依りて講ず。三年」の句なり。此の後堂上に昇りて詩を講ず。七叟の詩は、

香酒」、安和の文時の詩序には、「情因,,詩酒,而暢」、七叟の任、酔」(基俊)、「花前会飲燕毛人」(藤原宗光)と、飲酒を任、酔」(基俊)、「花前会飲燕毛人」(藤原宗光)と、飲酒をごならない。先例をみると、白居易の尚歯会詩には、「樽中有」ばならない。先例をみると、白居易の尚歯会詩には、「樽中有」ばならない。先例をみると、白居易の尚歯会詩には、「樽中有」がある。この会に「盃酌」は付きものであったとみなけれ酔」とある。この会に「盃酌」は付きものであったとみなけれ酔」とある。

酒を飲むと詠むのはしかるべきことであった。「盃酌」の有無は原雅材)とあるとおり、宴飲は通常行うものであった。尚歯会で淵」(十市有象)、垣下の詩には、「酔浅為、君添、露酌、」(藤――――――――――――

詩には、「樽添|緑醑|晴霞泛」(橘好古)、「坏酌|流霞|酔漸

ともかくとして、詩に酒を詠み込むものだったのであろう。

也、遊;於勝地;一日、非;是老之幸;哉」(『本朝文粋』巻九・のは、安和の尚歯会の詩序「文時少;於楽天;三年、猶已衰之齢「盃酌」はないものの、「朗詠」が「数度」あった。朗唱した

『古今著聞集』によれば、 酔いに任せて舞い歌うのであろう。「撃」筑謳歌任

「なべて四五反に及ぶ。 『和漢朗詠集』巻下·76·老人)。 右大弁・式部の大輔ぞ詠じける」とある。 褐裾,」(『白香山詩集』補遺巻下、吉皎「七老会詩」)という

246

人。そして 右大弁」は藤原実光、 「式部大輔」は藤原敦光。ともに七叟の

とつづく。「岸風に力を論ずれば」は、菅原文時「林霧校」声鶯 ひて花に対す」の句等、 また「岸風に力を論ずれば」の句、 再三詠じて、すでに幽興に入りけり。 「蓬鬢商山」の句、 齊

不」老、岸風論」力柳猶強」(『和漢朗詠集』巻下・79・老人)、 「蓬鬢商山」は菅原雅規「蓬鬢商山前日雪、華首履道昔春風」

尊重され、 当然のことながら、 下・730・老人)。ともに安和の尚歯会における詩。白居易の詩は (『尚歯会詩』)、「酔ひて花に対す」は、同「酔対,,落花,心 眠思,,余算, 涙先紅」(『尚歯会詩』、『和漢朗詠集』巻 『和漢朗詠集』に採られていた。そしてこの度の尚歯 前回の催しである安和の尚歯会の詩と詩序は

の風趣を醸したようであり、 「古今著聞集」(巻四・22) 「幽興に入り」と評されている。

朗唱の句に選ばれたのである。この詩句の朗詠は、

独特

昔は、この座にして盃酌ありて、あるいは詩を作り、 のことも絶えはべりぬる、口惜しきかな。 は管絃を命じて、心にまかせて終日遊戯しける。今ぞかやう あるい

会では、七叟の詩には「酔舞」「歌声」などが見えるが、これは れている「管絃」 とすでに尚歯会の行われていないことを惜しんでいる。ここに触 Ł かつてはあったのだという。白居易の尚歯

Ŧ, る。

文章生ら、好文の士十五人。 「講師」は藤原篤昌、

「前例」では「垣下の詩」

「読師」は藤原行盛。

垣下は、

文章博 は

歌」「歌舞興酣」とあるが、奏楽については触れておらず、 曲偸聞葛調絃」(道真)、安和では、文時の詩序に、 「風舞詠

絃を奏することはなかったのであろう。貞観の尚歯会では、 表現はあるものの、楽器の名前はここにしかなく、この会では管

その詩文には描かれることはあるだろう。まず『古今著聞集』 在国)などと見える。宴飲・管絃が実際にはなかったとしても、 親」(橘雅文)、垣下の詩には、「一曲聞」琴声調」葛」(藤原 絃」があったとは言いがたい。七叟の詩には、「管絃声緩舞相

の「次第」は「年歯」に依る。つまり三善為康から菅原時登へと であるべきだろう。 朗詠の後、「堂上」で詩の披講が行われた。まず七叟の詩。

いうところを、そのまま受け入れてよいかどうかについては慎重

るのではないということである。 年歯次第,講之」は、尚歯会の性格をよく示す記事である。 和尚歯会の垣下源信正の詩)とあるのと同じことである。「依」 年齢順に披露される。これは位階・官職によって披講の順が決ま 「尚」歯不上依二官職 | 重山」

者」「講師」「読師」は、七叟の中から選ばれている。詩型は七 言六韻。白居易がこの会を創始したときから変わっていない。 次に垣下の詩。「講師」「読師」は、七叟の詩の場合とは異な

そ

光らのいたことが分かる。 認できる。この二人は垣下である。 詩』(巻一)に収める、 下詩」」に付すべきではない。垣下は四韻を詠じたからである。 下には、『長秋記』の記者源師時、右の篤昌、行盛、 山庄尚歯会 | 詩」(1820)は「七言四韻」であり、このことは確 の垣下は、 「四韻」で作るよう、「主人」宗忠の指示があった。 「七言六韻」であった。 「七言六韻」の詩を詠んでいる。しかし、このたびは 貞観尚歯会の垣下である道真、安和の時 藤原顕業・藤原宗光「暮春見」|厳閣亜相 なお自注 宗忠の指示の理由は不明。 「七言六韻」は、 『本朝無題 次講 顕業、 = 垣 宗 垣

なり。

詩人たちの思いを綴った詩を載せている。 を集めた、 人・文人は痛恨の思いを抱いていたはずである。安和尚歯会の詩 わっておらず、その無念さを詩に託して宗忠に送ったのであろう 宗忠の詩は残っておらず、その韻は不明。実行はこの会に加わ 主人である「大納言」宗忠が用いた韻によって詩を詠じたという。 「左衛門督」は藤原実行。ここでは後日のことを記している。 尚歯会は滅多に催されない佳会であり、参加できなかった詩 『尚歯会詩』 『粟田左府尚歯会詩』には、そういった

「七叟詩」に付すのがよいだろう。

## 六

鵝衣一領取儲給也。 土御門大臣殿、 設此会時、 然而其年二月薨給了、 尚歯会軟障々子七脚有台、 不遂事云々。故殿 , 砚七、

であろう。

V

御語也

1 設——欲 然 (大成) · 欲

の台有る、硯七、鵝衣一領取り儲け給ふなり。 土御門の大臣殿、此の会を設けし時、 (定 2給―ナシ 尚歯会の軟障々子七脚 然れども其の

年の二月に薨じ給ひ了りて、事を遂げずと云々。故殿の御語

た内容だからであろう。 引用した。これはその日の記事ではなく、過去の尚歯会に関連し Ⅴは、大成・定家本ともに一字下げとなっているので、 同様に

いない。師時もその思いを推しはかり、この記事を付け加えたの 文人としてなし遂げたい会だったであろう。 歯会は実現に至らなかったという。 準備をしていた。ところが、その年の二月十七日に薨去し、 約束があったと記している。師房も同じように、 記』は、藤原忠通から宗忠に、「尚歯会軟障幷鵝衣」を賜うと 師房が尚歯会を開こうとしたという。そのために、「軟障々子」 り、中下級層の詩人歌人らを庇護した。師頼・師時の祖父。この 氏。中務卿具平親王の嫡男。従一位右大臣。 「硯」「鵝衣」などを用意していた。さきに触れたように『長秋 (一〇三五~一一二一) の語るところである。師房は享年七十。 「土御門大臣殿」は、源師房(一〇〇八~一〇七七)。村 以上は師時の父左大臣俊房 無念であったにちが 和漢兼才の人であ 開催に向けて 上源

くのは、まことに残念である。『中右記』は長年にわたって、政等々について、気付くままに述べた。貞観・安和の尚歯会に比べれば、会をめぐる様々な内容をより詳しく知ることができたのではないか。その一つは、開催の経緯や七叟の人選である。繰りかはないか。その一つは、開催の経緯や七叟の人選である。繰りかいという。

の長承二 (一一三三) 年九月五日条に、次の記事がある。 最後にこの尚歯会の後日談を取り上げておきたい。 『長秋記』

ていたのであろうと思う。

歯会についても、

その前後の記事も含めて、

貴重な情報を提供し

自分の尚

源師時のところへ、兄大納言師頼が訪れ、

ついで菅原時登が

治・社会・文化等について丁寧に書き記しているので、

皆非老人。若人多交者、 月詩、 晴 作年歯者。 菅博士云、 人思履道暮春遊。 大納言来給、 大納言尚有傾給気。於下官、 月照時、 相続時登朝臣来。 不論老若、 何似尚歯会哉。会者皆為老皓歟、尤可然 倩案此句、 鬚皆皓然也。 不被甘心。 源大納言云、 不為強難。謂文章只如此 故何。 仍作此句。 去八月十五日 彼時詩人、 専非

晴れ。

源大納言来り給ひ、

相続ぎて時登朝臣来る。

源大納言云

び。 はく、 章と謂ふは只だ此くの如きか。 大納言尚ほ傾き給ふ気あり。下官においては、 り。仍りて此の句を作れり。専らに年歯を作すに非ず」てへり。 菅博士云はく、 に似むや。会する者 皆老皓たるか、尤も然るべきなり」てへり 時の詩人、皆老人には非ず。若き人多く交りたれば、何ぞ尚歯会 情つら此の句を案ずるに、甘心せられず。故は何ぞ。 「去る八月十五日の月の詩の、 「月照らす時、老若を論ぜず、鬚 「人は思ふ 強難を為さず。 履道暮春の游 皆皓然たるな 彼 文

いる。

まえた表現である。その詩には「会昌五年三月二十一日、於二白があった所。「暮春」は三月。この一句は、白居易の尚歯会を踏場所・主催者などは不明。時登の一句の「履道」は、白居易の邸場が問題にする、先月の八月十五夜にあった作文会の、開催の節頼が問題にする、先月の八月十五夜にあった作文会の、開催の節頼は尚歯会の垣下の一人。その兄師頼は、同年の実光・時登

開いた尚歯会を想起させるという。これに対して師頼は、参会者 十五夜の月に照らされた人々の頭髪が皆白いことから、白居易が の年齢を勘案して、表現の不適切を主張する。 |同宴」(『白氏文集』巻七十一・3640)とある。八月

に関わりなく「鬚」

は

方の「菅博士」

(時登)が説明する。月が照らせば「老若」 「皓然」白く見えます。だからこの句を

詠みました。「専非」作,「年歯,」年齢にこだわって表現したの

取ろうとしていない。時登は、月に照らされて白く映る人々の 文・表現とはこのようなものだと見解を述べている。 気,」不審の様子であった。これについて、自分(「下官」=師 ではありませんと。この反駁に対して、師頼はなお「尚有||傾給 師頼の批難は、 は、「強難」厳しく批判をするつもりはなく、「文章」詩 理屈を優先した物言いであり、表現の妙を汲み

れは二年前の尚歯会で、七叟に選ばれなかった悔しさを今もって 目としたつもりだったのであろう。七叟となった経験を踏まえた の態度はいたって冷静である。師頼の姿勢は強引にも見える。こ 句と言えるのかもしれない。誇らしさも込めていようか。 尚歯会の七叟のようだと喩えた。この発想を表現の眼 師時

> とした思いや、準備の一面など、残された詩文だけでは知り得な 文人には思い入れのある会であったにちがいない。そういった心 二(九六九)年に開催されており、その間一六〇年余。さらに溯 あったかどうかおぼつかない。大方のご批正を得たい。 景・裏面を探ろうとした。なお、妥当な読解にもとづく検討で い情報が、この日記には記されている。本稿は、そのような背 の内が、『長秋記』からはうかがえる。また、主人宗忠が催そう いでもあった。それに創始者が中唐の白居易であるので、詩人・ れば、貞観十九(八七七)年の開催であり、滅多にない文人の隼 上下とは関わらない。天承元(一一三一)年の尚歯会の前は安和 は触れない――。ここでは年齢が尊重され、世俗の位階・官職の 尚歯会は、 敬老の会であり、作文会であった――歌会について

## 注

(1) 「三疏」は、 も長寿でなくなったと記している。「商山の四皓」は、 れていない。ただ疏広伝の末尾には、 七十一・疏広)は、その徳を讃えるのみで年齢については触 もに足るを知って官を退き、称賛された。 公ら四人の老人。秦末の混乱を避けて商山に隠れていた。 漢の疏広と疏受のこと。受は広の兄の子。 「皆以」寿終」二人と 『漢書』

像させるやりとりにも映る。なおこの記事には関連する資料はな

これ以上のことは不明である。

選ばれるのは、

引きずっているのかとも思える。

師時が日記に書きとめているの

文事における逸事を伝えようとしたからなのだろう。七叟に

詩人・文人にとって重大事であったろうことを想

太子を輔佐し、廃太子を思いとどまらせた。『漢書』(巻 がて漢の高祖が太子を廃そうしたとき、張良の招きによって

皓白、 四十・張良伝)に、「四人者従,太子、年皆八十有余、須眉 衣冠甚偉」(師古注「所||以謂||之四皓|」)とある。

(2) 「三神山」は、神仙が住むという、渤海にある蓬萊・方

丈・瀛洲の三山。「五天竺」は、古代インドの五区画。東・

:・西・北・中の五大部分に分かれていた。

白居易の尚歯会

竺図、多川老寿者」」と自注を付している。 詩の第十一句「除」却三山五天竺」」には、 「三仙山・五天

(3) 近年の尚歯会についての資料紹介や研究の進展は、後藤昭 雄氏の尽力による。その成果は次のとおり。

「安和二年粟田殿尚歯会詩」(『平安朝漢文文献の研

究』一九九三年六月・吉川弘文館、

四月・勉誠出版、 「尚歯会の系譜」(『平安朝漢文学史論考』二〇一二年

「嘉保の和歌尚歯会」(同右)

「白河尚歯会記」(同右)

一○一六年十二月·勉誠出版 一尚歯会と書と絵」(「白居易研究年報」第十七号・

(4)「行段」は他の例をみず、その意を明確にしがたいが、 本稿の論述は、この諸論考に依存するところが多い。

(5)安和尚歯会の七叟の詩を書きとめた、徳川美術館蔵『尚歯 、や処置に区別差別がある意と解してよいのではないか。 扱

> 会詩』には、 (詔風請ふらくは 蒙泉の凍りを解かむことを、尚歯の中 最 橋雅文「詔風請解蒙泉凍、 尚歯中為最弟人」

風」とあるべきであろう。梁の元帝『纂要』には、 弟の人為り)とあり、この表現に倣ったのであろう。 「請風」は、「凍」を「解」かす春の風であるから、「韶 「韶景」

情垂楊作<sub>|</sub>春好<sub>|</sub>」とある。 また、中唐の楊巨源「楊花落」に「韶風澹蕩無」所」依、偏 「韶節」(『初学記』巻三・春)などの関連する語がみえる。

(6)詳しくは、拙稿「藤原基俊生年考」(「神女大国文」第七 号·一九九六年三月)参照

(7) 和歌を詠じる尚歯会においても同様であり、いずれの会で も題は与えられていない。

(8) 「後于也」は「後るるなり」と読んだが、本文に問題があ り、 ふさわしい読みになっていない。

(9) なお、この時の垣下の詩を集めた『粟田左府尚歯会詩』に

は、 日記,也。兵部大輔所」談也。但件詩失了」とあり、 「大相国、後日以||絶句|被」給、 亜相奉」和之由、見二家 後日実

10) この時基俊が詠じた詩の注解については、北山・下西忠・

頼と在衡の間で詩の贈答のあったことが分かる。

における詩の注解には、本間洋一『本朝無題詩全注釈一』 学」第十四号・一九八七年一二月)参照。なお、この尚歯会 鈴木徳男「藤原基俊詩注(一)」(「高野山大学国語国文

(一九九二年三月・新典社)がある。あわせて参照されたい。

―院政期儒者論(一)―」(「詞林」第三十一号・二〇〇二(11)文人としての藤原実光については、仁木夏実「藤原実光考

年四月)参照

(12) 藤原敦光については、大曾根章介 日本漢文学論集 第二巻』の主涯―」(『大曾根章介 日本漢文学論集 第二巻』

(13) 『序注』は、影印が和歌文学会編『論集 古今和歌集』一九九八年八月・汲古書院、所収)参照。

系『古今和歌集』(一九八九年二月・岩波書店)に収載され(一九八一年六月・笠間書院)に、翻刻が新日本古典文学大

の思いを詠じて菅原資忠に送っている。その末尾二聯に、(4)安和の尚歯会の後、会に加われなかった菅原輔正は、無念

吏部員外大卿亦以作矣。両会経」年、一家記」事。故云〉《南亜相尚歯会、曾祖刑部尚書、作;]其宴序。一昨同会日、

詩華吏部塵相累

〈和州前吏詩句多美。最足」悦」目之観而已)

句麗和州玉白瑩。

七叟交中思山二老山

古今猶顕我家名。

多」いことに思いを致し、「古今」にわたって「我が家」菅成していることに、さらに「和州前吏」雅規の詩句には「美原部員外大卿」(式部権大輔)文時が、それぞれ詩序を作とあり、貞観の会では「刑部尚書」是善が、一昨日の会では

原氏の文名が現れていると、誇らしげである。

(15) 顕昭の『万葉集時代難事』も時登の序の一部を引いている。(15) 顕昭の『万葉集時代難事』も時登の序の一部を引いている。かし、時登と「会昌刑部」白居易との、それぞれのなす。しかし、時登と「会昌刑部」白居易との、それぞれのとは合わなくなる。なお『序注』は、「如」文者八代、実二とは合わなくなる。なお『序注』は、「如」文者八代之孫」と対を、は合いで、「真観刑部八代之孫」の誤りを指摘し、「真観刑部八代之孫」の誤りを指摘し、「真観刑部八代之孫」の誤りを指摘し、「真観刑部八代之孫」の誤りを指摘し、

| | 双鬢霜加鷲||老至、前軒雪襲識||天晴||(『本朝無題詩(16)|| 月に照らされた頭髪を白髪とみる表現には、

ている。

迎」霽風情凝」思少、傷」秋霜鬢満」頭多(同・186巻一・61、藤原有信「翫」月」)

敦光「対」月言」志」)

(17) 時登が「寅などがある。

(17) 時登が「博士」(文章博士)に転じたのは、『元秘抄.

(巻三)に、

大輔藤敦光、博士同行盛、同菅時登天承二年八月十一日改元〈長承。依;天変疾疫火事;〉

とあるので、尚歯会の翌年の八月までであることが分かる。

参議左大弁実光

藤原